

社会保険労務士 佐藤 文子

びいず事務所便り

連絡先：〒466-0058
名古屋市昭和区白金 3-20-24-308
電話：052-881-0404
FAX：052-881-0440
e-mail：bunko.sato@b-z.jp



あけましておめでとうございます

昨年は大変にお世話になりありがとうございました。薄日が差してきたとはいえ、まだまだ予断を許さない状況にあります。元氣よくいきましよう。人材は企業の財産です。従業員が能力を発揮できるような職場環境作りをサポートしていきたいと思えます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

「賃金不払残業」「長時間労働」に関する相談内容

◆各都道府県労働局で一斉に実施

厚生労働省は毎年11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、長時間労働やサービス残業の解消を促す取組みを行っていますが、その一環として今年11月6日に各都道府県労働局で一斉に行った「労働時間相談ダイヤル」の相談結果を発表しました。

相談件数は787件（昨年度比114件減少）で、労働者本人からの相談が495件（62.9%）、労働者の家族からの相談が235件（29.9%）で、相談内容は、「賃金不払残業」に関するものが438件（55.7%）、「長時間労働」に関するものが247件（31.4%）を占めています。

以下に、この「労働時間相談ダイヤル」における相談内容の事例を紹介します。

◆「賃金不払残業」に関する相談内容例

(1)卸・小売業で働いている労働者からの相談

スーパーで勤務しています。労働時間は自己申告で管理しており、1カ月100時間を超える残業をしています。正しく申告できない状況にあるため、残業手当が一部しか支払われていません。

(2)製造業で働いている労働者からの相談

工場で働いています。交替制勤務ですが、1日4～5時間の残業が慢性化しています。タイムカードは終業時間で打刻させられるので、その分の残業手当が全然支払われません。

◆「長時間労働」に関する相談内容例

(1)卸・小売業で働いている労働者からの相談：清涼飲料水の自動販売機への商品の補充作業をしています。ほとんど毎日のように1日13時間に及ぶ勤務ですので、1カ月にすると120時間以上の残業をしており、家族団らんの時間が作れません。

(2)警備業で働いている労働者の家族からの相談：夫がシステム関連の仕事をしています。残業や休日労働が多く、長い月で1カ月150時間を超える残業や休日労働をしています。労働時間を自己申告していますが、実際の時間を申告するのは困難なため、会社は労働者の労働時間について適正に把握していません。夫の健康状態が心配です。

◆労使トラブルは近年増加傾向

近年、労働時間や割増賃金に関する労使トラブルは増加傾向にあります。法律を遵守するのはもちろんのことですが、トラブルを発生させな

いよう、日頃から労使間で十分なコミュニケーションを図りつつ、社員の「ワーク・ライフ・バランス」にも気を配らせる取り組みが必要です。

万が一トラブルに発展してしまった場合、トラブルが予想される事態になった場合は、すぐにご相談ください。

社員は「働きがい」を感じているか？

◆「働きがいに関する意識調査」の結果

株式会社 NTT データ経営研究所では、今年9月に「働きがいに関する意識調査」を行い、先日その結果が発表されました。

この調査では、「働きがい」、「働きを高める要因／阻害する要因」、「心の疲弊感」などに関する質問を行っており、昨今の厳しい経営環境で社員がどのようなことを考えて働いているのかがわかり、大変参考になると思います。

◆「働きがい」は低下傾向に

まず、「現在、働きがいを感じていますか」との質問では、「感じている」(13.0%)との回答と「やや感じている」(39.4%)との回答を合わせると、52.4%の人が働きがいを感じていることがわかりました。しかし、3年前と比べて「働きがいが高くなった」と感じている人(44.8%)は、「働きがいが高まった」と感じている人(22.5%)を大きく上回っています。

◆何が働きを高め、阻害しているか

働きがいを感じているグループにおいて「働きを特に高める要因」について、「仕事の価値の実感」(91.7%)、「仕事を通じての成長実感」(87.9%)、「仕事を通じての力の発揮」(86.3%)、「仕事が適性に合っている実感」(85.5%)、「仕事を通じた達成感」(78.2%)が上位を占めました。逆に、働きがいを感じていないグループにおいて「働きを特に阻害する要因」について、「会社での将来のキャリアイメージが描けない」(91.7%)、「会社では創造的な仕事を促す環境作りがない」(86.1%)、「会社の仕組み・制度・組織が整備されていない」(79.9%)、「会社の経営陣による折に触れたビジョンの発信がない」

(78.6%)、「会社の将来性がない」(78.4%)が上位を占めました。

◆社員の「モチベーションアップ」

また、「今の仕事をする中で、心の疲弊感を感じていますか」との質問に対しては、「感じている」と答えた人が26.6%、「やや感じている」と答えた人が43.1%で、合わせて約7割(69.7%)の人が「心の疲弊感を感じている」ことが明らかになりました。

これら「働きがい」や「疲弊感」の有無については、社員の個人的要因に基づく場合も多いとは思いますが、会社として社員一人ひとりの「モチベーションアップ」に貢献できることはないかを考えてみることも大事ではないでしょうか。

働く人の睡眠時間はどのくらい？

◆5都市でインターネット調査

味の素株式会社では、世界のビジネスパーソンの「睡眠時間」や「睡眠の満足度」に関するインターネット調査を行い、その結果を発表しました。この調査は、東京、ニューヨーク(アメリカ)、パリ(フランス)、ストックホルム(スウェーデン)、上海(中国)の30代から50代までのビジネスパーソン(男女計891人)を対象に実施されたものです。この結果を見ていきましょう。

◆睡眠時間の長さは東京が最下位

睡眠時間の長さについては、東京がダントツで最下位となりました。

- (1)上海……7時間28分
- (2)ストックホルム……7時間8分
- (3)パリ……6時間55分
- (4)ニューヨーク……6時間35分
- (5)東京……5時間59分

東京のビジネスパーソンの睡眠時間の短さの原因は、「就寝時間の遅さ」(5都市で唯一の午前0時台)でした。

◆睡眠の満足度は？

また、睡眠の満足度について「満足」と回答した人は、東京では30%以下であったのに対し、

他の4都市では50%以上が「満足」と回答していました。一方、「不満」と回答した人は、東京は約49%で5都市のうち最も高く、ワースト2のパリ(約38%)よりも10ポイント以上も高くなっています。

◆睡眠時間6時間未満では「早死」のリスク

なお、ウォリック大学(イギリス)とフェデリコ2世大学(イタリア)が今年5月に発表した共同研究結果によれば、1日の睡眠時間が6時間未満の人は「早死するリスク」が高くなるとされています。この共同研究は、10年間にわたり世界各国の130万人以上を対象に調査したものであり、睡眠時間が1日6時間に満たない人が早死にする確率は、6～8時間の睡眠をとる人に比べて12%も高くなるということです。この研究チームを率いた教授は、「睡眠時間が短いと糖尿病や肥満、高血圧や高コレステロールを引き起こしやすい」と指摘しているそうです。

転職活動の長期化で転職者の気持ちは？

◆転職活動期間が長期化傾向に

株式会社リクルートが発表した「転職者の動向と意識に関する調査」(2010年7～9月期)の結果を発表しました。この結果によれば、労働者の平均転職活動期間が調査開始以来最長の「5.7カ月」となったそうです。ここにも不況の影響が現れているようです。

◆転職者の活動状況

転職者の活動状況について、まず「応募する会社の数」については平均で23.4社となっています。転職先の業種別にみると「IT・通信系」の29.5社、職種別にみると「技術系(ソフトウェア・ネットワーク)」の30.4社が最多となっています。

次に「前職を辞めたタイミング」については、「転職先が決まる前に」が67.2%、「転職先が決まってから」が26.3%となっています。

そして、「転職活動の期間」については、調査開始以来、最長の平均5.7カ月となりました。転職先の業種別にみると「商社系(電機・電子・機

械系)」の8.6カ月、職種別にみると「技術系(電機・電子・機械系)」の7.2カ月がそれぞれ最長となっています。

◆転職者の気持ち

この調査では、転職が決まった人に対して最後に「転職活動を終えた今の気持ち」という質問をしています。その中からいくつか挙げておきます。

- ・「自分が新たな道で、新しい可能性を見出せる職場に出会えることができ、本当に転職をして良かった」
- ・「終わったというより、これから始まるという気持ち。ホッとするものの、より緊張する」
- ・「非常に厳しい現状を再認識した。これを良い経験とし、さらに頑張りたいと思う」
- ・「やりたい仕事で正社員として就業できたので心から嬉しいが、今からが本番なので気を引き締めている」
- ・「厳しい経済情勢の中、手を差し伸べてくれた企業の気持ちにこたえたいと思う」
- ・「ホッとしたのと同時に、スキルアップのための努力をもっと重ねなくてははいけないと考えている」

がんの治療費が高額化の傾向に

◆「分子標的薬」とは？

がんの治療費が高額化しているようです。医療技術の高度化に伴い、ここ数年増え始めた「分子標的薬(抗がん剤)」は、分子生物学を駆使して開発された薬であり、2000年代に登場した当初は、がん細胞だけを攻撃し副作用がない「夢の薬」と呼ばれました。

その後、一部の薬で副作用事故が起き、期待感は薄れましたが、今や医療現場で普通に使われています。しかし、1錠や注射1回あたり何千円～何万円もするものが相次いでおり、1カ月当たりの薬代が100万円を超すケースもあります。

医療費負担が重くなったとき、どのような対応策があるでしょうか。

◆高額療養費制度の活用

公的医療保険には、患者負担の上限を定めている「高額療養費制度」があります。これによって一般的な所得の人であれば、1カ月に支払う負担額は8万円程度に抑えられ、医療費が継続してかかる場合は、上限が4万4,000円まで下がります。なお、申請すれば、上限額を超えて支払った分は3カ月ほど後に還付されます。

このような制度があっても、「収入が少ないから払えない」「3割負担を工面することができない」といった相談が増えているようです。

こんな場合、特に入院の場合は、入院前に自分が加入している健康保険や国民健康保険の窓口で「限度額認定証」を発行してもらい、それを病院に提出することにより、医療費が高額になった場合でも3割分すべてを払う必要はなく、定められた上限額の支払いだけで済みます。

◆その他の制度の活用

その他、患者負担金を支払う余裕がない人のために無利子でお金を貸してくれる制度の活用、抗がん剤治療を受けた月に5～6万円を最大60カ月給付する民間の保険商品への加入、分割払いに対応してくれる病院の利用なども考えられます。

◆高額療養費制度

景気低迷や非正規社員増加などで収入が減り、医療費も上昇しているため、現在の高額療養費制度の上限額が高いという声も強まっています。このような状況を踏まえ、厚生労働省では、一部患者の負担上限額を引き下げることを検討していますが、財源確保のためには健康保険料や税金が今まで以上に必要になり、また、少しでも財源を確保するため、高所得者の上限を引き上げることも併せて検討されているようです。

医療費については、誰がどの程度負担するのか。公的医療保険はどこまで保障すべきか、根本的な議論が必要な状況にあるようです。

◆最近のガン保険

高額なガン治療費に備えて、先進医療の技術料が支払われるもの、放射線治療を受けたときに給付金が支払われるもの、自由診療の治療

費が支払われるもの、医療外の形成手術の費用が支払われるものなどなど、ガン保険は各社各様です。ガンになったときに受けた治療スタイルによっておすすめの高額療養費制度が異なります。見直しをしてみたい方はお気軽にお尋ねください。

1月の税務と労務の手続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分>[郵便局または銀行]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出[給与の支払者]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]